

# 東京水道グループコンプライアンス有識者委員会 報告書概要

## 報告書策定の経緯

- 水道局では、平成31年4月に、水道局所管委託契約に係る談合疑いに関する再発防止策及び東京水道グループ全体の事業運営を検証する上で、外部の幅広い見地から意見・助言を得ることを目的として「東京水道グループコンプライアンス有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）を設置
- 有識者委員会では、令和2年1月に、それまでの有識者委員会での議論及び今後の活動予定の内容を取りまとめた中間報告書を策定、公表
- 令和2年度は、中間報告書で記載した今後の活動予定の内容を中心に、有識者委員会で議論
- 今般、中間報告書公表以降の議論も踏まえ、水道局の再発防止策、コンプライアンスにとどまらず、政策連携団体の再発防止策、コンプライアンス、東京水道グループのガバナンスのあり方について取りまとめた、有識者委員会による報告書が策定、公表

## 中間報告書で掲げた有識者委員会の活動予定の内容

### (1) 再発防止策の実施状況

- 調査特別チーム最終報告書で掲げた各種再発防止策の実施状況を検証
- 令和2年度末までに、改善措置の全取組を検証

### (2) 具体的な内部統制システム（PDCAサイクル）の構築状況

- 水道局における内部統制システムの構築に向け、内部統制に関する基本方針をはじめとする各種実施スキームについて、構築状況を検証
- 実効性ある仕組みとするための提言を実施

### (3) 局の団体に対する更なるグループ統制のあり方

- 政策連携団体の統合を見据え、水道局の政策連携団体へのガバナンスのあり方を検証

## 有識者委員会の活動報告（中間報告書で掲げた取組の評価）

### 議題1 再発防止策に対する評価

#### (1) 水道局の再発防止策に対する評価

##### 【水道局からの報告の概要】

- 令和元年7月に受けた公正取引委員会からの改善措置要求等に対する再発防止策の内容及び実施状況の報告

##### 【評価（総論）】

- ・ 水道局から示された再発防止策は、組織風土や局事業運営体制の抜本的改革など、仕組みや組織構造面についての検討を踏まえたものとなっており、**全体的な方向性としては評価**
- ・ 再発防止策の実施については、再発防止策の趣旨、目的、効果が職員一人一人に理解され、効果が明確に表れるまで**継続的な実施が必要**

#### (2) 政策連携団体の再発防止策に対する評価

##### 【水道局からの報告の概要】

- 平成30年度に行われた、政策連携団体への特別監察における指摘事項及び再発防止策の内容について報告
- また、令和2年6月に発覚した政策連携団体社員による道路占用許可申請手続の不適正処理事案の再発防止策について報告

##### 【評価（総論）】

- ・ 政策連携団体の個別の再発防止策の取組のほか、会社法上の大会社と同水準の内部統制体制を整備すること、令和2年4月からは、監査等委員会設置会社となることが示されたが、これにより会社の内部統制、コンプライアンスについてより強いモニタリングが期待でき、**水道局及び政策連携団体の取組は評価**

# 東京水道グループコンプライアンス有識者委員会 報告書概要

## 議題2 内部統制システムに対する評価

### 【水道局からの報告の概要】

- 汚職事故防止の観点から、コンプライアンスに重点化するとともに、業務の効率的かつ効果的な遂行にも配慮した内部統制体制の構築について報告
- 内部統制で行う取組（コンプライアンスプログラム、グループガバナンス）の報告

### 【評価（総論）】

- ・ 水道局において過去3度の不祥事が発覚していることからすると、構造的課題の解決にまで踏み込んだ体制を構築することが求められており、**今後は内部統制に取り組むことが必要**
- ・ コンプライアンスを重視した内部統制の構築や将来的に対象を拡大していくことなど**取組は評価**
- ・ 内部統制の目的はコンプライアンスのみに限定されるわけではなく、**業務効率や業務改善などの目的の配慮も必要**
- ・ ステークホルダーである**都民を意識した内部統制体制構築を進めていくことが必要**

## 議題3 グループガバナンスに対する評価

### 【水道局からの報告の概要】

- 政策連携団体に対する株主の権利に基づくガバナンスや基本契約に基づく統制について報告
- 令和2年4月から、東京水道株式会社が監査等委員会設置会社となることについて報告

### 【評価（総論）】

- ・ 政策連携団体の不祥事が続くと、政策連携団体のみならず、東京水道グループ全体としての信頼を損なうことになるため、**水道局として統制をきかせていくこと、グループガバナンスの視点が重要**
- ・ 政策連携団体は、公共的事業を担っている以上、それにふさわしいガバナンス、コンプライアンスや内部統制体制を整備すべきであり、業務委託の要件にするなどの水道局としての姿勢を示すことも求められる。
- ・ 今後は、**水道局がどのような観点でグループガバナンス、統制をきかせていくのかを整理することが求められている。**

## 総括

### （1）職員の自覚と責任感

- **グループ職員は、水道事業は都民にとって必須の公共財を提供する事業であるという自覚と責任感をもつことが重要**
- コンプライアンスは単に形式的に法令や規則を守ればよいということではなく、**水道事業の法令等の理念に立ち戻って理解することが欠かせない。**

### （2）内部統制、グループガバナンスの重要性

- 内部統制はコンプライアンスとともに、**業務の効率的かつ効果的な遂行にも十分配慮し、業務改善に結びつく取組が求められる。**
- 水道局は政策連携団体との適切な役割分担の下で、水道局がグループ全体の一体的業務運営の確保にしっかりと関与することが必要であり、今後、**水道局がグループガバナンスに責任を持つ体制をより強化することが求められる。**

### （3）人材育成、危機管理

- 「事業の健全な持続」を図るため、適切な知識が獲得・伝承されるよう、人材育成に努める必要があり、**グループ内の適切な人事交流の実施に十分留意することが重要**
- **危機管理としての組織体制、危機時に指導力と調整力が発揮できる人材育成などの備えを持つことで、水道事業の事故を未然に防ぐとともに、事故発生時の迅速な対応が可能**

### （4）都民の声の反映

- 単なる費用対効果ではなく、**水道事業の社会的価値を高めていくことを念頭におくことが大事**
- 水道事業の抱える課題に係る専門性を向上させ、住民ニーズの向上を図るなど、**住民の期待に応えていかなければならない。**